

新型コロナウイルス感染症への対応について

2023年5月2日改定
豊中商工会議所

政府は4月27日（木）、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを5月8日に5類に移すことを正式決定しました。当所では、日本商工会議所「新型コロナウイルス感染症への対応について（第三十九報）」（2023年4月28日）を参考に、5月8日（月）から下記のとおり対応いたします。なお、感染状況等の変化に応じて、今後、対応を変更する可能性がございます。引き続き感染拡大防止に向けて、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 当所主催の会議およびセミナー等の事業について

議員総会・常議員会・各部会幹事会・各種委員会・その他会議、およびセミナー・講演会等の事業のすべてにおいて制限を設けず、予定通り開催します。

<開催の際の留意事項>

- ・咳や熱など風邪の症状がある場合には、参加をご遠慮いただきます。
- ・CO2センサーを適宜設置し、適正な換気に努めます。

2. 懇親会について

業務上・施策普及上必要な会食については、制限を設けず、予定通り開催します。

3. 「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」および各種経営相談窓口等について

- ・平日9時から18時30分まで、通常時より1時間延長して窓口相談に応じます。
- ・事前予約を原則とします。
- ・咳や熱など風邪の症状がある方は、窓口相談をご遠慮いただきます
- ・各相談会場の入室制限は解除し、定員を平常時に戻します。
- ・事務局職員等は、当面の間マスクを着用し、窓口相談業務に従事します。
- ・CO2センサーを設置し、適正な換気に努めます。

4. 当所事務局の対応について

(1) 出勤について

- ・高齢者や基礎疾患を有する等の重症化リスクが高い職員および妊娠している職員、または同様の該当者が同居家族にいる職員については、テレワーク環境を整えて在宅勤務を認めます。
 - ・新型コロナに限らず、発熱、咳などの風邪症状がある場合については、積極的に休暇を取得し、出勤を控えます。
 - ・新型コロナに感染した職員は、以下政府方針に則って、休暇を取得し出勤を控えます。
- <参考>政府の推奨する感染した場合に外出を控える目安。

発症日を0日目として5日間

かつ、5日目に症状が続いていた場合は、症状が軽快して24時間程度が経過するまで。

- ・職員本人の体調に異常がない場合は出勤可としますが、同居人の発症から5日間（発症日を0日として）は自身の体調に注意するとともに、同居人の発症後7日間（発症日を0日として）はマスクの着用や感染者との接触を控えるなど感染防止策に努めます。
- ・ワクチン接種時の特別休暇（有給）を制定し、職員が安心して接種できる環境を整えます。

(2) 就業時間変更について

- ・事務所は9時から開所しますが、業務上支障のない範囲において、希望する事務局職員に対し、

就業時間の変更を可能とします。(時差出勤)

- ・変更時間は最大1時間とし、30分単位の事前届け出により、管理者の承認を必要とします。
(例：10時出勤の場合、18時30分までを定時とする)

(3) 出張について

- ・業務上・施策普及上必要な出張については、制限を設けず、予定通り行います。

以上

【本件担当・問合せ先】 豊中商工会議所 総務課 TEL：06-6845-8001